

内閣総理大臣
野田佳彦様

田村市復興に関する要望書



平成24年1月25日

福島県田村市長

富塚宥暉

福島県田村市議会議長 菅野善一

田村市復興に関する要望について

未曾有の国難というべき東京電力福島第一原子力発電所の事故は、10カ月余が経過した今なお収束せず、避難を余儀なくされた田村市民は、現在もふるさとを離れ、厳しい避難生活を強いられています。また、想定をはるかに超える放射能汚染と風評という見えない不安の広がりは未だやまらず、完全な復旧・復興への道のりはまだまだ遠いと言わざるを得ない状況にあります。

しかし、全ての市民が、原子力発電所事故以前の安穏な生活を取り戻すためには、事故の一刻も早い収束はもちろんのこと、山積している喫緊の各種課題を早急に解決していかなければなりません。

このため、本市では、復興に向けた様々な取り組みを全力で行っていますが、この甚大な災害に対する一地方自治体の取り組みには限界があるばかりか、無論、原子力政策を推し進めてきた国と東京電力が全責任を持つて最後まで対応すべきものと考えます。

つきましては、本市の今後の復興にあたり、下記について万全な対策を講じ、国の総力をあげて速やかに実行されますよう強く要望いたします。

記

1 固定資産税の減収分に対する財政支援について

放射性物質による汚染と風評被害により、土地・家屋の資産価値や利用価値が著しく低下しているため、固定資産税は減額課税せざるを得ない状況になっている。

については、法に基づく免除分を含め、固定資産税の減収に対する財政支援を行うこと。

2 損害賠償手続きの迅速化、精神的損害に対する公平な賠償の実施及び賠償範囲の提示について

賠償の請求から支払いまで多大な時間を要していることから、被災者の側に立った査定の実施と迅速な支払いに向けた取り組みを強化すること。

また、精神的損害に対する賠償は、在宅者と比して避難者に厚く設定されているが、精神的な負担は同等である。さらには、賠償の請求が増加しない最大の要因は、賠償の全体像が見えないことがある。

については、精神的損害に対する賠償を在宅者、避難者とも同等とすること。また、賠償範囲を速やかに提示すること。

3 常設のスクリーニング実施場所及び除染施設の設置について

警戒区域及び計画的避難区域が年間放射線量に応じ、三つの区域に再編され、立ち入り条件が緩和されれば、国道288号線が除染作業やインフラ復旧の大動脈となり、居住制限区域から本市に入る人や車両の増加が見込まれるため、本市へ放射線物質が持ち込まれるのではないかという市民の懸念がある。

については、区域境界付近に、常設のスクリーニング実施場所及び除染施設を設置すること。

4 仮置き場の設置について

除染に伴う除去物の仮置き場については市町村が整備し、国が財政的支援を行うことになっているが、各市町村とも場所の特定や地域住民の理解を得ることが困難な状況にあるため、除染が進まない要因となっている。

については、超法規的な措置により国が責任をもって設置すること。

5 子どもの医療費助成について

放射線による健康影響への漠然とした不安から、子どもが市外へ避難をする現象が生じている。

については、子どもの健康を守り、原発事故以前の地域コミュニティの中で健やかな成長を享受できることはもとより、安心して子供を産み、育てやすい環境づくりを進めるため、18歳以下の市民の医療費を無料化する措置を実施すること。

6 ホールボディカウンター設置費用助成について

長期の放射線被ばくが避けられない状況下に置かれているため、吸入や食物摂取による内部被ばくへの不安が高まっている。

本市は警戒区域を有し、市民からは内部被ばく検査に対する要望も多いことから、市独自にホールボディカウンターを設置し、市民の安全、安心の確保に努め、長期にわたる健康管理を進めていくこととしている。

については、高額なホールボディカウンター設置費用に関し、補助制度を創設すること。

7 (特別) 児童扶養手当に係る特例措置について

東日本大震災に伴う地震や津波等により、住宅や家財等にその価格の概ね二分の一以上の損害を受けた受給者等については、法律に基づく所得制限の適用を受けないことになっている。一方、原発災害による損害を受けた受給者等については、この規定が適用されない。

については、原発災害に伴い避難区域等に指定され、避難を余儀なくされた受給者等についても、同規定の適用をすること。

8 保育料の減免に対する全面的な財政支援について

保育料については、警戒区域内及び旧緊急時避難準備区域内の世帯の児童を対象に減免している。また、避難者特例法の施行により、指定市町村の児童が公立及び私立保育所へ通常入所する場合、保育料の減免に伴う収入の減少及び支出の増加が見込まれる。

については、原発事故以前の子育て支援政策を維持するとともに、安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めるため、保育料の減免に対して全面的に財政支援すること。

9 介護保険施設利用者の居住費の減免について

在宅で介護を受けていた者が、避難を余儀なくされたことに伴い、住宅事情等の理由から施設へ入所する事象が生じている。この場合、介護給付費の自己負担分、居住費及び食費については平成24年2月分までは減免されるものの、平成24年3月分からの居住費及び食費については、自己負担になるとの方向性が示されている。

とりわけ施設入所者の居住費については、仮設住宅及び借上住宅の入居者の費用負担がないことに鑑み、公平を期すためにも減免措置を継続すること。

10 農用地の除染に係る農作物の所得補償について

農用地の除染については、本市除染計画に基づき計画的に実施することになるが、除染対象農用地に農作物が作付されていては、速やかな除染作業の遂行に支障をきたすこととなる。

については、市町村の除染計画に基づき除染作業を実施するにあたり、除染が完了するまでの間、農作物の作付を控えた場合、当該作物に対しての損害が確実に補償されるよう東京電力に働きかけること。

1.1 農用地区域の変更（除外）及び農地転用許可基準の緩和について

福島県は原発災害からの産業復興支援に向け、企業の新・増設に対する国内最大級の「がんばろう！ふくしま産業復興企業立地補助金」を創設するが、遊休農地であっても第1種農地の場合、農用地区域の変更（除外）及び農地転用の許可を得ることが困難であるため、用地の確保が課題となっている。

① 津波被災地域においては、復興特区制度に許可基準の緩和や特例制度があるが、津波被災区域外の地域には適用されない。

については、第1種農地について、地域の雇用創出に結びつく企業の新・増設に対し許可基準を緩和すること。

② 市内に散在する共有地（80数名）は、明治以降の所有者のまで、所有権の移転が非常に困難である。

については、復興計画に基づく各種事業に支障があるため、所有権移転に関する特例制度を創設すること。

1.2 森林の除染方針の明示について

住宅地等に隣接する森林の除染については、林縁から内側に20メートル程度の範囲で実施すれば効果的・効率的とされている。

しかし、中山間地域である本市では、森林が多く、当該地域を除染しない限り、放射性物質の再飛散が懸念されることから、森林の除染方針を早期に明示すること。

1.3 堆肥や木材樹皮に係る放射性物質の検査体制の強化、汚染廃棄物の減容化処理技術の確立及び施設整備の早期実現について

堆肥や木材樹皮の放射線モニタリングは、福島県や団体が直接実施しているが、基準を超えるものは、畜産農家や製材業者が保管し、そ

の置き場はいずれも満杯の状況である。

については、堆肥や木材樹皮のスピーディな放射性物質の検査体制の強化を図るとともに火力発電所やバイオマス発電を活用した汚染廃棄物の減容化処理技術を早期に確立すること。また、当該処理施設を整備し、地域住民の雇用確保を早期に実現すること。

1 4 被災児童生徒等就学支援事業の継続について

原発災害により、警戒区域等に居住していた児童・生徒等は、未だに避難生活を強いられている。

については、就学が困難な児童生徒等を対象とした当該事業を次年度以降も継続すること。

1 5 学級編制基準の緩和について

原発災害に伴う放射線による健康影響への不安から、子どもが市外へ避難をする現象が生じている。これにより新たに複式学級が生じ、教育環境の悪化が懸念されている。

については、複式学級編制基準を弾力的に運用できるようにすること。

1 6 特別支援学級の教職員配置について

原発災害により、本市へ避難している児童・生徒がいるが、中には、特別支援学級への転入が必要な児童・生徒がいるため、その教育環境の悪化が懸念される。

については、特別支援学級の基準を弾力的に運用できるようにすること。また、転入児童の障害の程度等特殊事情を考慮し、教職員を手厚く配置すること。

